埼玉県屋外広告業監督処分基準について(概要)

都市整備部都市計画課

1 目 的

埼玉県屋外広告物条例の規定に基づき、条例に違反する屋外広告業を営む者などに 対する処分基準について定めるもの。

2 対象者

屋外広告業を営む者(登録業者、無登録業者)

3 違反内容と違反点数の概要

に 巻の中容	該当条文	罰則条文	違反
行為の内容	[]二項番号	()=号番号	点数
■1. 登録を受けないで屋外広告業を営む行為	23条[1] [3]	28条(1)	_
■2. 不正の手段により登録を受ける行為	23条[1] [3]	28条(2)	_
■3. 営業停止命令に違反して屋外広告業を営む行為	25条の4[1]	28条(3)	10
□4. 条例に違反する広告物を表示または設置する行為	6条[1]	28条の2(1)	5
□5. 除却命令に違反する行為	17条[1]	28条の2(2)	5
口6. 変更許可を受けず変更または改造する行為	1 2条[1]	29条(1)	3
□7. 除却すべき広告物等を除却しない行為	15条[1]	29条(2)	3
□8. 措置命令に違反する行為	17条[1]	29条(3)	3
■9. 変更届出をせず、または虚偽の届出をする行為	23条の5[1]	29条(4)	3
■10. 業務主任者を選任しない行為	25条[1]	29条(5)	3
□11. 広告物等に関し報告、検査を拒む行為	18条[1]	30条(1)	2
■12. 屋外広告業に関し報告、検査を拒む行為	25条の6[1]	30条(2)	2
■13. 廃業等の届出を怠る行為	23条の7[1]	31条の2(1)	1
■14. 標識を掲げない行為	25条の2	31条の2(2)	1
■15. 帳簿の備え付け等の義務に違反する行為	25条の3	31条の2(3)	1

- ※ ■=業登録関係、□=広告物関係の規定を示す。
- ※ 罰則条文のうち、31条の2は過料規定。
- ※ 違反点数は罰則規定の軽重に対応している。

4 処分の概要

	処分対象者		
処分の種類	処分歴 の有無	対象者	処分の内容
営業停止	なし	過去5年間の累積違反点数が 10点以上の者	違反点数1点につき1日 を営業停止期間とする
	あり	前回の処分日以降の累積違反 点数が10点以上の者	違反点数1点につき10 日を営業停止期間とする
	不正の手	段により登録を受けた者	登録取消
登録取消	あり	過去5年間に3回以上営業停止処分を受けた者又は累積違 反点数が30点以上の者	登録取消
刑事告発	登録を受けないで業を営んだ者		刑事告発

埼玉県屋外広告業指導監督事務処理要領について(概要)

都市整備部都市計画課

1 目 的

埼玉県屋外広告物条例の規定に基づき、屋外広告業を営む者などに対する指導監督 事務などに関し、必要な事項を定めるもの。

2 対象者

屋外広告業を営む者(登録業者、無登録業者)、広告主

3 主な内容

(1) 検査の実施

登録業者に対し、定期検査、立入検査、随時検査を実施し、是正の必要な場合などに、指導、助言、勧告を行う。

(2) 是正指導

- ・無登録業者に対し、広告物や広告主の検査を行った上で、屋外広告業を営んだことが明らかとなった場合、口頭及び文書による警告を行う。
- ・登録業者に対し、広告物や広告主の検査を行った上で、条例違反行為を行ったことが明らかとなった場合、口頭及び文書による指導を行う。

文書による指導では、違反点数を付して指導書を送付するが、違反行為を是正せず又は是正計画を提示しない場合は、再度、違反点数を付して指導書を送付する。

(3) 監督処分の手続き

埼玉県行政手続条例の規定による。登録の取消しを行う時は聴聞を行い、営業停止や過料の処分を行うときは弁明の機会を付与する。

(4) 監督処分

「埼玉県屋外広告業監督処分基準」に従い、違反行為を点数化し、累積点数が 10点に達した場合に営業停止処分を行い、30点に達した場合は登録取消を行う。

(5) 過 料

過料に相当する条例違反行為(条例31条の2)を繰り返し、是正指導を行っても是正の見込みがない場合は、違反点数1点につき1万円(5万円を限度)の過料を科すことができる。

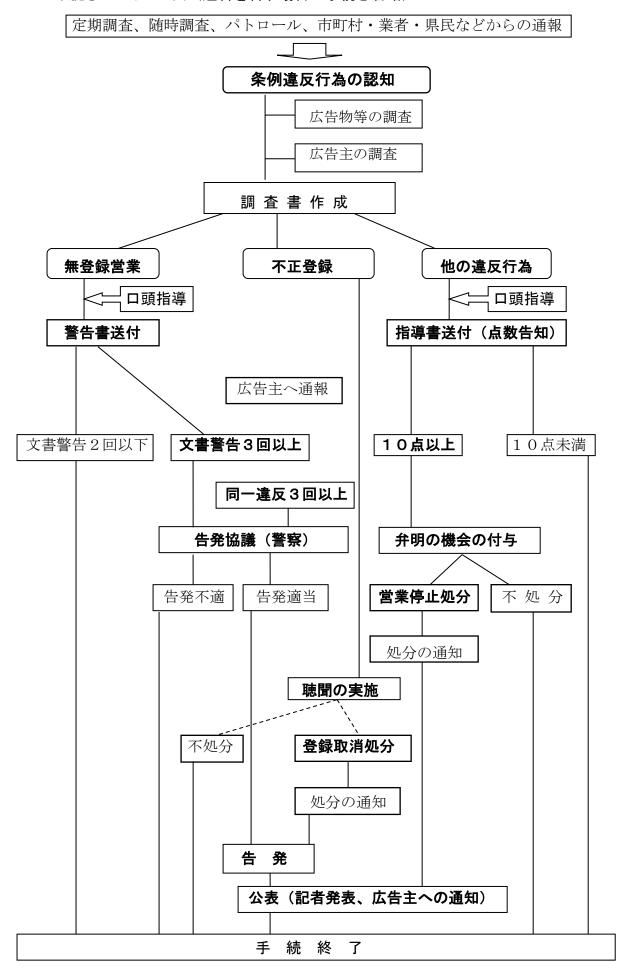
(6) 告 発

無登録業者が文書警告を3回以上受けても登録しない者、登録を取り消された者、 警告書の受領拒否等悪質と認められる者等のうち、条例違反行為が是正されない場合 合又は是正の見込みがない場合は所轄警察署と協議の上、告発することができる。

(7) 公 表

営業停止処分、登録取消処分、告発を行った場合は、処分対象者、処分内容、処 分理由等を公表する。

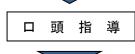
4 手続きのフォロー図(過料を科す場合の手続き省略)



5 違反点数付与の事例

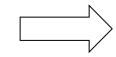
条例違反行為

- (例)・無許可で屋外広告物の表示等をする行為
 - ・知事の除却すべき旨の措置命令に違反する行為



口頭指導から1か月を経過しても、 是正しない場合又は是正計画を提示しない場合

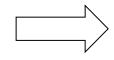
> 指 導 書 送 付 * 違 反 点 数 付 与



違反点数 5点

指導書を送付してから2か月を経過しても、 是正しない場合又は是正計画を提示しない場合





違反点数 5点 累積違反点数 10点

営業停止処分(10日)

営業停止命令(ロ頭指導)に従わずに、 1か月を経過しても、屋外広告業を営む場合

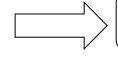
指 導 書 送 付 * 違 反 点 数 付 与



違反点数 10点 累積違反点数 20点

営業停止命令の指導書を送付してから 2か月を経過しても、屋外広告業を営む場合

> 指 導 書 送 付 * 違 反 点 数 付 与



違反点数 10点 <u>累積違反点数 30点</u>

登 録 取 消 処 分